

平成 22 年度政策評価結果の政策への反映状況

平 成 2 4 年 6 月
金 融 庁

1 事前評価

(1) 規制を対象として事前評価した政策

No.	政策の名称	政策評価の結果の政策への反映状況
1	公募増資に係る空売り規制	・ 規制の事前評価の結果を踏まえ、「金融商品取引法施行令の一部を改正する政令」等が公布・施行された（23年8月公布、23年12月施行）。
2	銀行等による保険募集に係る弊害防止措置の見直し	・ 規制の事前評価の結果を踏まえ、「保険業法施行規則の一部を改正する内閣府令」が公布された（23年9月）。
3	不動産投資活性化等のための資産流動化スキームに係る規制の弾力化	・ 規制の事前評価の結果を踏まえ、「資本市場及び金融業の基盤強化のための金融商品取引法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令」及び「資本市場及び金融業の基盤強化のための金融商品取引法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う金融庁関係内閣府令の整備に関する内閣府令」が公布・施行された（23年11月）。
4	プロ等に限定した投資運用業の規制緩和	・ 規制の事前評価の結果を踏まえ、「金融商品取引法施行令の一部を改正する政令」及び「資本市場及び金融業の基盤強化のための金融商品取引法等の一部を改正する法律の施行に伴う金融庁関係内閣府令の整備等に関する内閣府令」が公布された（24年2月）。
5	学校法人向けシンジケートローンの金融商品取引法の適用除外	・ 規制の事前評価の結果を踏まえ、「金融商品取引法施行令の一部を改正する政令」が公布された（24年2月）。
6	一般法人化した一定の旧特例民法法人に対する貸金業法上の適用除外の延長	・ 規制の事前評価の結果を踏まえ、「貸金業の規制等に関する法律施行令の一部を改正する政令の一部を改正する政令」が公布・施行された（24年3月）。
7	保険業法の適用除外に係る規制の見直し	・ 規制の事前評価の結果を踏まえ、「保険業法施行令の一部を改正する政令」が公布・施行された（24年3月）。
8	公認会計士資格取得の要件となる実務従事の対象の拡充	・ 規制の事前評価の結果を踏まえ、「公認会計士法施行令の一部を改正する政令」及び「業務補助等に関する規則の一部を改正する内閣府令」が公布された（24年3月）。
9	外国保険会社の買収等に係る子会社の業務範囲規制の見直し	・ 規制の事前評価の結果を踏まえ、「保険業法等の一部を改正する法律案」を国会に提出した（24年1月提出）。
10	同一グループ内の保険会社を再委託者とする保険募集の再委託	・ 規制の事前評価の結果を踏まえ、「保険業法等の一部を改正する法律案」を国会に提出した（24年1月提出）。
11	保険契約の移転に係る規制のあり方の見直し	・ 規制の事前評価の結果を踏まえ、「保険業法等の一部を改正する法律案」を国会に提出した（24年1月提出）。
12	保険契約の移転に係る販売停止規定の撤廃	・ 規制の事前評価の結果を踏まえ、「保険業法等の一部を改正する法律案」を国会に提出した（24年1月提出）。
13	「総合的な取引所」の実現に向けた制度整備	・ 規制の事前評価の結果を踏まえ、「金融商品取引法等の一部を改正する法律案」を国会に提出した（24年3月提出）。
14	店頭デリバティブ取引における電子情報処理組織の利用の義務付け	・ 規制の事前評価の結果を踏まえ、「金融商品取引法等の一部を改正する法律案」を国会に提出した（24年3月提出）。
15	インサイダー取引規制の見直し	・ 規制の事前評価の結果を踏まえ、「金融商品取引法等の一部を改正する法律案」を国会に提出した（24年3月提出）。

(2) 租税特別措置等を対象として事前評価した政策

No.	政策の名称	政策評価の結果の政策への反映状況
1	自動発注サーバに係る非課税措置の創設	・ 租税特別措置等に係る政策評価の結果を踏まえ、自動発注サーバに係る非課税措置の創設について税制改正要望（23年9月）を行った。
2	投資法人が買換特例等を適用した場合の導管性要件	・ 租税特別措置等に係る政策評価の結果を踏まえ、投資法人が買換特例等を適用した場合の導管性要件の見直しについて税制改正要望（23

	件の見直し	年9月)を行った。
3	投資法人等に係る均等割の減免措置の導入	・ 租税特別措置等に係る政策評価の結果を踏まえ、投資法人等に係る均等割の減免措置の導入について税制改正要望(23年9月)を行った。
4	企業年金等への移行が不可能な適格退職年金に係る税制上の特例措置の継続	・ 租税特別措置等に係る政策評価の結果を踏まえ、企業年金等への移行が不可能な適格退職年金に係る税制上の特例措置の継続について税制改正要望(23年9月)を行った結果、平成24年度税制改正大綱(23年12月)において、現行の適格退職年金契約に係る税制上の措置を継続適用する措置を講ずることが盛り込まれ、これを反映した「租税特別措置法等の一部を改正する法律案」が国会提出された(24年1月)。

2 事後評価

(1) 実績評価方式により事後評価した政策

No.	政策の名称	政策評価の結果の政策への反映状況
1	金融機関を巡る状況の変化に対応した、効果的・効率的なオフサイト・モニタリングの実施	<p>【引き続き推進】</p> <p><予算要求></p> <ul style="list-style-type: none"> 評価結果を踏まえ、モニタリングシステム関係経費、業務・システム最適化計画に基づく「金融庁業務支援統合システム」への移行等に必要な経費、バーゼルⅡ対応システム関係経費及び金融機能強化法に基づく資本増強の審査に必要な経費の平成24年度予算要求(269百万円※)を行い、政府予算案に計上(269百万円※)された。 ※復興庁所管において一括計上された分を含む。 <p><機構・定員要求></p> <ul style="list-style-type: none"> 評価結果を踏まえ、金融機関の危機管理体制(業務継続体制)の強化の推進のための体制整備、銀行の危機管理・システム管理の強化に係る体制整備、保険会社の財務基準高度化に係る体制整備等のため、平成24年度機構・定員要求を行った。 <p><法令・制度の整備・改正></p> <ul style="list-style-type: none"> 評価結果を踏まえ、主に以下の法令等の整備・改正を実施した。 <ul style="list-style-type: none"> ○ 金融機能強化法の改正 被災地域において面的に金融機能を維持・強化するとともに、預金者に安心感を与えるため、国の資本参加を通じて、金融機関の金融仲介機能を強化する枠組みである金融機能強化法に震災の特例を設けた(改正法が23年6月に成立)。 ○ 中小企業金融円滑化法の適切な運用 <ol style="list-style-type: none"> 債務者の経営課題の把握・分析や最適なソリューションの提案・実行等、コンサルティング機能の発揮にあたって、金融機関が恒常的に果たすべき具体的な役割を中心に定めた中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律に基づく監督指針(コンサルティング機能の発揮にあたり金融機関が果たすべき具体的な役割)を策定(23年4月)。 地域金融機関における地域密着型金融の取組みの一層の推進を図るため、地域密着型金融の目指すべき方向、特に地域金融機関が発揮すべきコンサルティング機能を具体的に示すなど、「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針」を改正(23年5月)。 <p><その他の反映状況></p> <ul style="list-style-type: none"> 評価結果を踏まえ、主に以下の取組みを実施した。 <ul style="list-style-type: none"> ○ 中小企業金融円滑化法の適切な運用 中小企業金融円滑化法等に基づく貸付条件の変更等の実施状況や体制整備状況等について、当局として金融機関からのヒアリング・報告等を通じてフォローアップを行った(23年6月、9月、12月、24年3月)。また、同法に基づく貸付条件の変更等の実施状況等に係る金融機関からの報告について、四半期毎に取りまとめて公表した。 ○ 金融機能強化法の適切な運用 金融機関に対して、金融機能強化法の積極的な活用の検討を促す

		<p>とともに、同法に基づき国の資本参加を行った金融機関の経営強化計画等について、履行状況報告を公表した（23年7月、24年2月）。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 早期健全化法の適切な運用 <ul style="list-style-type: none"> 早期健全化法に基づく経営健全化計画について、履行状況報告を公表した（23年6月、12月）。
2	金融機関を巡る状況の変化に対応した、効果的・効率的な検査の実施	<p>【改善・見直し】</p> <p><予算要求></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 評価結果を踏まえ、効果的・効率的な金融検査を実施するために必要な金融機関等検査経費等について平成24年度予算要求(353百万円)を行い、政府予算案に計上(350百万円)された。 <p><機構・定員要求></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 評価結果を踏まえ、①システムリスクに関する検査体制の強化や、②保険会社に対する検査体制の強化等を図るため、平成24年度機構・定員要求を行った。 <p><その他の反映状況></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 評価結果を踏まえ、以下の取組みを実施した。 <ul style="list-style-type: none"> ○ システムリスク等に関する検査体制の強化 <ul style="list-style-type: none"> 金融機関のシステムリスク管理態勢に係る検査を強化するため、システムに関する高い専門的知識を有する人材の積極的な採用を行った。 また、金融検査において、金融機関の専門的なリスク管理に対して引き続き確な検証を行うために、システムの専門家のほかにも、専門的知識を有する民間出身の専門家（公認会計士、弁護士、信用リスクの専門家等）を積極的に採用した。 ○ 保険会社に対する検査体制の強化 <ul style="list-style-type: none"> 保険検査マニュアルの改定（23年2月）により、新たに設けた「統合的リスク管理態勢」に係る検証については、保険会社や監査法人等からのヒアリングも踏まえて、検証方針や、検証の着眼点を整理した。 また、一部の小規模な保険会社については、検証範囲を絞った上で短期間の立入検査を実施し、効果的・効率的な検査を実施した。 ○ 検査におけるITの活用 <ul style="list-style-type: none"> ITの著しい進展に適切に対応した金融検査を行うため、電子データの復元・保全や大量の電子データの分析を行うデジタルフォレンジック技術について、金融検査における活用の検討を行った。 ○ 海外当局等との連携強化 <ul style="list-style-type: none"> 国際的に活動する我が国金融機関グループや主要外国金融機関グループの在日拠点に対する検査を効果的・効率的に行う観点から、海外当局との連携を図るとともに、検査局職員や海外駐在検査官等が海外当局等を訪問して積極的に意見交換を行い、情報や問題意識の共有を図り、連携強化を行った。 また、在日のフィナンシャル・アタッシュ等と意見交換会を実施し、連携を強化した。
3	預金等定額保護下における円滑な破綻処理のための態勢整備及びシステムリスクの未然防止	<p>【引き続き推進】</p> <p><予算要求></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 評価結果を踏まえ、金融危機管理経費の平成24年度予算要求（41百万円）を行い、政府予算案に計上（41百万円）された。 <p><機構・定員要求></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 評価結果を踏まえ、金融機関の危機管理強化等に係る体制整備のため、平成24年度機構要求を行った。 <p><法令・制度の整備・改正></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 評価結果を踏まえ、破綻時に預金の払戻しを円滑に行うための措置等を内容とする「預金保険法の一部を改正する法律案」を国会に提出し成立（23年5月）。これに伴い、内閣府令の改正（23年10月）、監督指針の一部改正案の公表（24年3月）等の措置を講じた。 <p><その他の反映状況></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 評価結果を踏まえ、以下の取組みを実施した。

		<ul style="list-style-type: none"> ○ 預金保険制度の周知徹底のための広報活動 預金保険制度に係る広報用パンフレットを全国の地方公共団体等に配布した。 ○ 預金保険法第 102 条の適切な運用 りそなグループに対して、23 年 7 月(23 年 3 月期分)及び 12 月(23 年 9 月期分)に、預金保険法第 108 条に基づき経営健全化計画の履行状況について報告を求め、その内容を公表した。 ○ 名寄せデータ精度の維持・向上 名寄せデータ精度維持・向上のため、預金保険機構とも連携し、検査・監督を通じて、名寄せデータの整備状況を引き続き検証し、改善を促した。 ○ 関係機関との連携強化 破綻した日本振興銀行については、預金保険機構と密接に連携を図り、23 年 12 月に最終的な受皿金融機関への業務承継を行った。
4	国際的な金融監督のルール策定等への貢献	<p>【引き続き推進】</p> <p><機構・定員要求></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 評価結果を踏まえ、国際的な金融監督のルール策定等に係る体制強化のため、平成 24 年度機構・定員要求を行った。 <p><その他反映状況></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 評価結果を踏まえ、以下の通り、国際的なルール策定に積極的に貢献した。 ○ G20 カンヌ・サミット(23 年 11 月)に向け、過去の G20 サミットにおける合意に基づき、システム上重要な金融機関に関する政策枠組みやシャドーバンキングに対する規制・監視のあり方等について議論を進めるとともに、G20 サミットでの議論に積極的に参加・貢献した。 また、ソウル・サミット(22 年 11 月)までの 5 回の G20 サミットでの合意を受け、店頭デリバティブ契約に係る清算機関の利用義務付け、取引情報の保存・報告義務に関し、制度の詳細を定める内閣府令案の検討を進めた。このほか、国際的に活動する銀行の自己資本と流動性に係る新たな枠組み(バーゼルⅢ)を 25 年 3 月末から実施するため、我が国の国際統一基準行に適用される告示の改正を行った(24 年 3 月 30 日公表)。 ○ 金融安定理事会(F S B)において行われた、(1)システム上重要な金融機関に係る政策枠組み、(2)シャドーバンキングの規制・監視のあり方、(3)これまでに合意事項された改革(店頭デリバティブ市場改革等)の実施、等に関する議論に積極的に参加・貢献した。 ○ バーゼル銀行監督委員会(B C B S)におけるグローバルにシステム上重要な銀行に対する追加的な資本賦課手法の策定や、バーゼルⅢの流動性規制に関する議論に貢献した。また、23 年 9 月から、基準実施部会(S I G)の議長に国際担当参事官が就任した。 ○ 証券監督者国際機構(I O S C O)において行われた店頭デリバティブ規制や市場の健全性・効率性についての議論など、国際的な証券規制に関する原則や基準の設定等に係る議論に積極的に参加・貢献した。また、金融国際政策審議官が、23 年 4 月に専門委員会の議長に就任した。 ○ 保険監督者国際機構(I A I S)において行われた、国際的に活動する保険グループの監督枠組みの策定に向けた議論に積極的に参加・貢献した。また、国際担当参事官が 22 年 10 月から執行委員会副議長に就任し、23 年度も引き続き副議長としての職務を遂行した。 ○ ジョイントフォーラムにおいて行われた、銀行、証券及び保険の少なくとも二つの分野で実質的な活動を行う企業グループ、所謂金融コングロマリットに対する監督強化のため、「金融コングロマリット監督原則」(23 年)の改訂に係る議論に参加・貢献した。 ○ 国際会計基準(I F R S)財団 モニタリング・ボード(MB)における、I F R S や I F R S 財団、国際会計基準審議会(I A S B)に関する議論に積極的に参加・貢献した(22 年 10 月からは総括審議官(23 年 4 月より金融国際政策審議官)が MB 暫定議長を務め、取りまとめを実施)。また、22 年 7 月に MB に設置された、I F R S 財

		<p>団ガバナンス改革のためのワーキング・グループにおける、IFRS財団のガバナンスの向上に向けた議論に関しては、ワーキング・グループ設立時より総括審議官(23年4月より金融国際政策審議官)が議長を務め、積極的に参加・貢献している。その結果、24年2月には、モニタリング・ボードより、ガバナンス改革に関する報告書が公表された。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ OECD贈賄作業部会において、OECD外国公務員贈賄防止条約の履行状況に関する対日相互審査(フェーズ3)が実施された。金融庁関連について、23年7月のオンサイト審査、審査報告書作成プロセス等における審査団への対応を通じて、同条約履行における我が国の進展・取組みが評価される結果となった。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 評価結果を踏まえ、以下の通り海外監督当局との連携強化等を行った。 <ul style="list-style-type: none"> ○ 国際的に活動を行う金融機関の監督上の諸問題について、海外監督当局との意見交換及び情報交換を行った。その一環として、監督カレッジや国際的な危機管理に向けた取組みを行った。 ○ 米、スイス、EU、中国の各国金融当局との間で二国間協議を実施し、金融規制等に関する議論を行った。 ・ 評価結果を踏まえ、金融活動作業部会(FATF)によるマネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策の国際的推進等を目的としたFATF第4次相互審査国際基準の改訂作業に関し、24年2月に採択・公表されるに至る約2年半の集大成議論において、我が国の実情を十分に踏まえた柔軟性かつ実効性を伴う審査基準となるよう国際交渉を行った。 <p>また、20年に実施されたFATFによる第3次対日相互審査に対する第2回目のフォローアップ報告書(23年10月)作成において、関係省庁との連携のもと適切な対応を行い、我が国のFATF基準実施への取組みについてFATFメンバー国より最大限の理解及び支援を得ることに貢献した。</p>
5	<p>アジア域内の金融・資本市場の整備への協力、及び他のアジア諸国での我が国企業の展開を支え、自らも展開する金融業の支援</p>	<p>【引き続き推進】</p> <p><予算要求></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 評価結果を踏まえ、「新興市場国に対する技術支援の効果的实施」、及び「アジア諸国の金融・資本市場に関する政策協調推進事業」の実施のため、平成24年度予算要求(137百万円)を行い、政府予算案に計上(133百万円)された。 <p><その他反映状況></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 評価結果を踏まえ、以下の通りアジア諸国の金融・資本市場に関する実態調査及びアジア新興市場国の金融行政担当者を対象とした研修事業を実施した。 <ul style="list-style-type: none"> ○ 金融行政に携える人材育成及び能力向上のため、24年3月にアジアの新興市場国地域等の新興市場国の金融システムの安定化及び金融・資本市場の健全な発展を目指した研修事業等を実施した。 ○ アジア諸国へ進出した日本企業の資金繰り支援のための電子記録債権制度の日本型モデルの域内普及に向けて、パイロット普及国を選定するため、ベトナム、カンボジア、インドネシアを対象に現地調査を実施した。 ○ 中国からの対日投資(または我が国からの対中投資)に係る我が国市場における適切な情報開示の確保に努めるため、中国の非上場企業の会計・監査制度や、中国の個人・法人に課されている中国内の対外投資規制等に関する実態調査を実施した。 ○ 23年10月の日越財務大臣会合におけるベトナム財務省からの要請にもとづく財政・金融分野における知的支援を検討するため、現地資本市場の実態調査を実施した。 ○ G20等でコミットされている店頭デリバティブ市場の規制強化に関して、アジア諸国・地域との協調のあり方を検討していくため、外資系金融機関のアジア拠点となっていることが多い香港・シンガポールの現状について、実態調査を実施した。

		<ul style="list-style-type: none"> ・ 評価結果を踏まえ、以下の通り、金融協議等を通じたアジア諸国における金融・資本市場へ金融業の一層の解放に向けた政策協調を推進した。 ○ 24年2月に、IOSCO専門委員会・理事会合同会合の東京開催に合わせ、アジア諸国の金融当局との対話を強化することを目的とした国際コンファレンス「アジア市場の統合と金融革新」を主催し、国際的な金融規制改革の議論等に関するアジア諸国との戦略的連携を図った。 ○ 23年12月の日中首脳会談の合意にもとづき、24年2月に「日中金融市場の発展のための合同作業部会」を立ち上げ、両国の金融市場の発展に向けた相互協力強化を目的とした議論を行った。 ○ WTOクラスターサービス交渉において、金融関連の自由化約束の改善に向け、精力的に交渉を行った。また、経済連携協定（EPA）において、金融関連の自由化要望にかかる交渉に加え、アジアの金融当局との協議の枠組みの立上げ及び強化のための交渉を、積極的に行った。具体的には、23年2月の日インドEPA署名をふまえて、23年4月にインド金融当局との金融協議を実施した。日中韓3カ国においては、23年12月の金融監督当局ハイレベル会合・監督協力セミナーに参加した。
6	金融実態に即した利用者保護ルール等の整備・徹底	<p>【改善・見直し】</p> <p><予算要求></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 評価結果を踏まえ、金融分野における裁判外紛争処理制度改善経費及び改正貸金業法に係る制度・多重債務者対策に関する広報経費について平成24年度予算要求（10百万円）を行い、政府予算案に計上（10百万円）された。 <p><機構・定員要求></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 評価結果を踏まえ、以下の定員要求を行った。 ○ 市場法制整備のための体制整備のため、平成24年度定員要求を行った。 ○ 適格機関投資家等特例業務及びプロ向け投資運用業の監督等に関する体制整備のため、平成24年度定員要求を行った。 <p><法令・制度の整備・改正></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 評価結果を踏まえ、以下の関係法令を整備した。 ○ 無登録業者による未公開株等の取引に関する対応を盛り込んだ、「資本市場及び金融業の基盤強化のための金融商品取引法等の一部を改正する法律」（23年5月成立）に係る政令・内閣府令を整備した（23年6月施行）。 ○ 投資助言・代理業の登録拒否事由の拡充等を盛り込んだ、「資本市場及び金融業の基盤強化のための金融商品取引法等の一部を改正する法律」（23年5月成立）に係る政令・内閣府令を整備した（24年2月公布）。 <p><その他の反映状況></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 評価結果を踏まえ、以下の取組みを実施した。 ○ 改正貸金業法の適切かつ円滑な施行及び更なる多重債務者対策の推進 <ol style="list-style-type: none"> 1 「改正貸金業法フォローアップチーム」（22年6月設置）の下で関係者ヒアリングを実施した（23年6月）。 2 「多重債務問題の解決に資する取組みを通じ健全な消費者金融市場の形成に寄与した金融機関」に対する大臣顕彰を実施した（23年6月）。 3 「多重債務者相談強化キャンペーン2011」を開催した（23年9月～12月）。 4 「多重債務者相談マニュアル」を改訂し、実践的なマニュアルとして「多重債務者相談の手引き」を作成・公表するとともに（23年8月）、財務局及び管内自治体の職員及び相談員を対象とする同手引きの研修会を実施した（23年12月、24年1月）。 ○ 振り込め詐欺への的確な対応 <ol style="list-style-type: none"> 1 平成23事務年度主要行等、中小・地域金融機関向け監督方針に

		<p>において、金融機能の不正利用の防止に向けた対策を監督上の重点事項とし検証した。</p> <p>2 業界団体との意見交換会において、振り込め詐欺等の被害者救済に向け、引き続き、振り込め詐欺救済法の的確な運用に努めるとともに、リーフレットの配付等を通じた返金制度の周知徹底を図るよう要請した。</p>
7	利用者保護のための情報提供・相談等の枠組みの充実	<p>【改善・見直し】</p> <p><予算要求></p> <ul style="list-style-type: none"> 評価結果を踏まえ、学校における金融知識等普及施策推進実施経費や一般社会人向けパンフレット等作成経費等の平成24年度予算要求(29百万円)を行い、政府予算案に計上(26百万円)された。 <p><その他の反映状況></p> <ul style="list-style-type: none"> 評価結果を踏まえ、以下の取組みを実施した。 <ul style="list-style-type: none"> ○ 金融取引の基礎知識をまとめたガイドブック「はじめての金融ガイド」を「基礎から学べる金融ガイド」として改訂し、高校・大学・地方公共団体等へ約33万部配布した。 <p>また、未公開株取引等に関するトラブルについて、被害の発生や拡大を防止するため、実例を基に分かりやすく解説した内容のガイドブック「実例で学ぶ「未公開株」等被害にあわないためのガイドブック」を地方公共団体等へ約19万部配布した。</p> <p>さらに地域住民を対象に、金融トラブルに巻き込まれないように注意喚起することをテーマとしたシンポジウムを名古屋、那覇、広島、大阪で開催した。</p> ○ 金融サービス利用者相談室の在り方についての検証を行うため、23年3月に「第三者によるモニタリング調査」を実施するとともに、その結果を踏まえ、電話対応に関するスキルアップ研修等を実施し、金融サービス相談員のスキルアップに努めた。 <p>また、23年2月から5月までの間、「利用者満足度調査」を実施するとともに、当該結果を踏まえ、金融ADR機関が円滑に紛争解決業務を遂行できるよう、当室に利用者から寄せられた相談の傾向等を意見交換の場において当該機関へ情報提供することを、23年12月から定期的実施し、当室の役割の拡充を図った。</p> <p>さらに、金融サービス相談員を増員するとともに、23年10月より相談受付終了時間を16時から17時に延長し、利用者の利便性の向上を図った。</p> ○ 金融庁ウェブサイトについては、23年10月、災害やシステム障害等に備え、システムを構成するサーバ等の機器を二重化し、信頼性の向上を図るとともに、利用者の利便性向上のため、金融庁ウェブサイトのトップページについて、レイアウトの見直しや利用者の属性に応じた情報の集約化を行った(24年3月)。 <p>また、東日本大震災の発生を受け、金融庁モバイルサイト、金融庁twitterを開設し、情報発信手段の多様化を図った(23年4月)。</p> ○ 都道府県、市区町村において多重債務相談窓口が整備されたところ(23年3月末時点で、都道府県ではすべて設置済。1,625市区町村(全体の93%)で設置済)であるが、消費者及び事業者向けの相談窓口を記載した都道府県別のポスターを自治体・財務局・関係機関に約10万部配布した(23年4月)。また、継続して多重債務者へ無料相談会の機会を提供する「多重債務者相談強化キャンペーン2011」(23年9月～12月開催)や政府広報等を活用するなど、相談窓口の認知度向上のための取組みを実施した。
8	金融機関等の法令等遵守態勢の確立	<p>【改善・見直し】</p> <p><予算要求></p> <ul style="list-style-type: none"> 評価結果を踏まえ、貸金業務取扱主任者登録に必要な経費の平成24年度予算要求(18百万円)を行い、政府予算案に計上(18百万円)された。 <p><法令・制度の整備・改正></p> <ul style="list-style-type: none"> 評価結果を踏まえ、主に以下の法令等の整備・改正を実施した。

		<p>○ 監督指針を改正し、法令等遵守に係る監督上の着眼点を更に整備・明確化するとともに、当該指針等に基づく厳正かつ適切な監督事務を行っている。例えば、平成 23 事務年度の金融商品取引業者等向け監督方針における投資信託の勧誘・説明態勢等の検証事項等を踏まえ、「金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針」を一部改正した(24 年 2 月)。</p>
9	金融関連の犯罪に対する厳正かつ適切な対応	<p>【改善・見直し】</p> <p><その他の反映状況></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 評価結果を踏まえ、以下の取組みを実施した。 <ul style="list-style-type: none"> ○ 不正口座利用に関する金融機関等への情報提供 不正口座利用に関する金融機関等への情報提供を行い、広く一般に預金口座の不正利用問題に対する注意喚起を促す観点から、引き続き、情報提供件数等を四半期毎に当庁ウェブサイトにおいて公表した。 ○ 振り込み詐欺への的確な対応 <ol style="list-style-type: none"> 1 平成23事務年度主要行等、中小・地域金融機関向け監督方針において、金融機能の不正利用の防止に向けた対策を監督上の重点事項とし検証した。 2 業界団体との意見交換会において、振り込み詐欺等の被害者救済に向け、引き続き、振り込み詐欺救済法の的確な運用に努めるとともに、リーフレットの配付等を通じた返金制度の周知徹底を図るよう要請した。 ○ 偽造キャッシュカード等による被害の防止等のための対策の強化・フォローアップ <ol style="list-style-type: none"> 1 金融機関における情報セキュリティ対策等の向上を促す観点から、偽造キャッシュカード問題等への対応状況に係るアンケート調査を実施し、ICキャッシュカード等のセキュリティ対策の導入状況を当庁ウェブサイトにおいて公表した。 2 偽造キャッシュカード等の問題への注意喚起等を促す観点から、引き続き、被害発生状況及び金融機関による補償状況を四半期毎に当庁ウェブサイトにおいて公表した。
10	取引の公正を確保し、投資者の信頼を保持するための市場監視	<p>【改善・見直し】</p> <p><予算要求></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 評価結果を踏まえ、クロスボーダー取引への監視を強化するために必要な経費を含む証券取引等監視経費等の検査・調査等の業務を行うために必要な経費について、平成 24 年度予算要求 (241 百万円) を行い、政府予算案に計上 (230 百万円) された。 <p><機構・定員要求></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 評価結果を踏まえ、無登録業者等に対する調査体制の整備やクロスボーダー事案の調査体制等の整備を図るため、平成 24 年度機構・定員要求を行った。 <p><法令・制度の整備・改正></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 評価結果を踏まえ、23 年 12 月、顧客等の計算において不公正取引を行った者に係る課徴金賦課について、建議を行った結果、金融庁において、建議の内容を反映させた「金融商品取引法等の一部を改正する法律案」が国会に提出された (24 年 3 月)。 <p><その他の反映状況></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 評価結果を踏まえ、以下の取組みを実施した。 <ul style="list-style-type: none"> ○ 金融商品取引業者等に対する検査を実施し、23 年度においては、16 件の行政処分を求める勧告を行った。また、金融商品取引法第 192 条に基づき、無登録でファンドの取得勧誘等を行っていた者等に対する裁判所への禁止命令等の申立てを 3 件実施した。 ○ 不公正取引について、迅速・効率的な取引調査を実施し、23 年度においては、内部者取引事案に対して 15 件、相場操縦事案に対して 3 件の計 18 件の課徴金納付命令の勧告を行った。 ○ ディスクロージャー違反について、迅速・効率的な開示検査を実施し、23 年度においては、有価証券報告書等の虚偽記載事案に対し

		<p>て9件、初めての事例となる有価証券届出書の無届募集事案に対して2件の計11件の課徴金納付命令勧告を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 我が国市場におけるクロスボーダーの不正取引に対して、海外当局との緊密な協力の結果、海外当局による処分に至った。 ○ 市場の公正性を害する悪質な犯則行為について、厳正な調査を実施し、23年度においては、複雑・悪質な複合事案として、不動産の現物出資制度を悪用した偽計事件や、架空増資を通じ外国企業による「裏口上場」を企図した偽計事件、粉飾事案として、大規模上場企業による長期・多額の粉飾決算に係る虚偽有価証券報告書提出事件を含む、計15件の告発を行った。 ○ 市場規律の強化に向けた取組みとして、上場会社における内部管理態勢の構築を促すための講演や、各種広報媒体への寄稿を実施したほか、自主規制機関、公認会計士、税理士、弁護士、不動産鑑定士等、市場規律の強化につながる各市場参加者に対する講演や意見交換を行った。また、市場監視行政の透明性を高め、市場参加者の自主的な規律付けを促すため、課徴金事例集の更新・公表を行った。
11	市場の公正性・透明性の確保に向けた市場関係者の自主的な取組みの促進	<p>【改善・見直し】</p> <p><その他の反映状況></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 評価結果を踏まえ、以下の取組みを実施した。 <ul style="list-style-type: none"> ○ 投資信託の販売・勧誘時における説明態勢の強化に向けた自主的な取組みを促進するため、日本証券業協会に対して確認書雛形の作成や、会員の説明態勢の強化に向けた周知徹底を要請した（24年2月）。 ○ 市場関係者により自主的に進められている社債市場の活性化に向けた取組みを積極的に支援した。
12	市場の透明性確保に向けた会計制度等の整備・定着	<p>【改善・見直し】</p> <p><予算要求></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 評価結果を踏まえ、「企業財務諸制度調査等経費」について平成24年度予算要求（43百万円）を行い、政府予算案に計上（43百万円）された。 <p><機構・定員要求></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 評価結果を踏まえ、会計基準の運用・執行（エンフォースメント）の企画等に係る体制整備のため、平成24年度機構・定員要求を行った。 <p><その他の反映状況></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 評価結果を踏まえ、非上場の中小企業に適用される会計基準について、23年2月、金融庁と中小企業庁が共同事務局を務める「中小企業の会計に関する検討会」及び同ワーキンググループを設置し、11回にわたる検討を重ねた結果、新たな会計処理の在り方を示すものとして24年2月1日に「中小企業の会計に関する基本要領」（中小会計要領）が取りまとめられた。 <p>国際会計基準（IFRS）については、23年6月21日の大臣談話の考え方にに基づき、様々な立場からの委員を加えた企業会計審議会総会・企画調整部会合同会議を開催し、我が国におけるIFRSの適用に関する議論が行われている。</p>
13	金融商品取引法に基づくディスクロージャーの充実	<p>【引き続き推進】</p> <p><予算要求></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 評価結果を踏まえ、有価証券報告書等電子開示システム整備経費、業務・システム最適化計画に基づく次世代「有価証券報告書等の電子開示システム」の開発に必要な経費及び制度改正等へ対応するための経費について平成24年度予算要求（1,983百万円）を行い、政府予算案に計上（1,971百万円）された。 <p><機構・定員要求></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 評価結果を踏まえ、無届募集事案及び英文開示に関する事務への対応等に係る体制整備のため、平成24年度機構・定員要求を行った。 <p><その他の反映状況></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 評価結果を踏まえ、国際水準を踏まえたXBRL（財務情報を効率

		的に作成・流通・利用できるよう国際的に標準化されたコンピュータ一言語)化の対象範囲の拡大、投資家向けの検索・分析機能の向上等を目的とした次世代EDINETの開発を行った。
14	公認会計士監査の充実・強化	<p>【改善・見直し】</p> <p><予算要求></p> <ul style="list-style-type: none"> 評価結果を踏まえ、懲戒処分経費、課徴金制度関係経費、公認会計士等検査経費及び試験実施経費の平成24年度予算要求(110百万円)を行い、政府予算案に計上(112百万円)された。 <p><機構・定員要求></p> <ul style="list-style-type: none"> 評価結果を踏まえ、国際監査基準等への対応強化に係る体制整備、公認会計士・監査審査会の事務局機能の充実・強化、組織的かつ効率的な検査等の体制の整備及び指導・研修機能の充実・強化に必要な体制整備のため、平成24年度機構・定員要求を行った。 <p><法令・制度の整備・改正></p> <ul style="list-style-type: none"> 評価結果を踏まえ、公認会計士資格を取得するために必要な業務補助等の範囲の見直しをするため「公認会計士法施行令」及び「業務補助等に関する規則」を改正した(24年3月)。 <p><その他の反映状況></p> <ul style="list-style-type: none"> 評価結果を踏まえ、企業の会計実務の充実等の観点から、金融庁、公認会計士・監査審査会、日本公認会計士協会、経団連・金融4団体からなる意見交換会を開催し、公認会計士等の活動領域の拡大を図るためのアクションプランを再改訂し、新たな施策を追加した(23年11月)。
15	多様な資金運用・調達機会の提供に向けた制度の整備・定着	<p>【改善・見直し】</p> <p><法令・制度の整備・改正></p> <ul style="list-style-type: none"> 評価結果を踏まえ、以下の関係法令を整備した。 <ul style="list-style-type: none"> ○ 資産流動化スキームに係る規制の弾力化等を盛り込んだ、「資本市場及び金融業の基盤強化のための金融商品取引法等の一部を改正する法律」(23年5月成立)に係る政令・内閣府令を整備した(23年11月施行)。 ○ コミットメントライン法の適用対象の拡大、外国企業の我が国市場での資金調達を促進するための英文開示の範囲拡大等を盛り込んだ、「資本市場及び金融業の基盤強化のための金融商品取引法等の一部を改正する法律」(23年5月成立)に係る政令・内閣府令を整備した(24年2月公布)。 ○ 保険会社のグループ内における業務の代理・事務代行の届出制への移行等を盛り込んだ、「保険業法等の一部を改正する法律案」を国会に提出した(24年1月提出)。 ○ 総合的な取引所(証券・金融・商品)創設の推進等を盛り込んだ、「金融商品取引法等の一部を改正する法律案」を国会に提出した(24年3月提出)。 <p><その他の反映状況></p> <ul style="list-style-type: none"> 評価結果を踏まえ、以下の取組みを実施した。 <ul style="list-style-type: none"> ○ 投資信託・投資法人法制の課題の把握・見直しの検討のため、金融審議会「投資信託・投資法人法制の見直しに関するワーキング・グループ」を設置した(24年3月)。
16	決済システム等の整備・定着	<p>【引き続き推進】</p> <p><予算要求></p> <ul style="list-style-type: none"> 評価結果を踏まえ、店頭デリバティブ取引情報の蓄積・分析システム(仮称)関係経費について平成24年度予算要求(505百万円)を行い、政府予算案に計上(72百万円)された。 <p><機構・定員要求></p> <ul style="list-style-type: none"> 評価結果を踏まえ、店頭デリバティブ取引情報の蓄積・分析システムの開発等に係る体制整備のため、平成24年度定員要求を行った。 <p><法令・制度の整備・改正></p> <ul style="list-style-type: none"> 評価結果を踏まえ、以下の取組みを実施した。

		<ul style="list-style-type: none"> ○ 23年11月、市場関係者・有識者を中心とした「店頭デリバティブ市場規制にかかる検討会」を設置し、同年12月に議論の取りまとめを行った。その中で、「金融商品取引法等の一部を改正する法律」（22年5月成立）に盛り込まれた清算機関の利用義務付け及び取引情報の保存・報告に基づく政府令事項の方向性や、一定の店頭デリバティブ取引の電子情報処理組織の利用の義務付けに係る関係法令のあり方を示したところ。 ○ 検討会の取りまとめ結果を踏まえ、一定の店頭デリバティブ取引の電子情報処理組織の利用義務付け等を盛り込んだ、「金融商品取引法等の一部を改正する法律案」を国会に提出した（24年3月提出）。 <p><その他の反映状況></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 評価結果を踏まえ、以下の取組みを実施した。 <ul style="list-style-type: none"> ○ 日本証券クリアリング機構がCDS取引の清算業務を開始するにあたり、当該業務にかかる業務方法書の変更を認可した（23年7月）。また、日本証券クリアリング機構は、金利スワップ取引の清算業務開始に向け、市場関係者との検討を踏まえ、制度要綱のパブリック・コメントを実施しており、金融庁としても、この取組みをフォローしている（24年2月）。 ○ 国債取引・貸株取引の決済リスク削減に向けた市場関係者の取組みについて、金融庁のHPにおいてその取組状況を公表する等、積極的に支援した（23年6月、12月）。
17	専門性の高い人材の育成等	<p>【改善・見直し】</p> <p><その他の反映状況></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 評価結果を踏まえ、広島大学大学院、中央大学大学院において金融行政に関する連携講座を実施した。
18	個人投資家の参加拡大	<p>【改善・見直し】</p> <p><予算要求></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 評価結果を踏まえ、金融税制調査等経費について平成24年度予算要求（7百万円）を行い、政府予算案に計上（7百万円）された。 <p><法令・制度の整備・改正></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 評価結果を踏まえ、以下の関係法令を整備した。 <ul style="list-style-type: none"> ○ 無登録業者による未公開株等の取引に関する罰則の引き上げを内容とした「資本市場及び金融業の基盤強化のための金融商品取引法等の一部を改正する法律」（23年5月成立）に係る政令・内閣府令を整備した（23年6月施行）。 ○ 取引の無効ルールの対象となる有価証券について、社債、株式、新株予約権等を規定すること等を内容とした「資本市場及び金融業の基盤強化のための金融商品取引法等の一部を改正する法律」（23年5月成立）に係る政令・内閣府令を整備した（23年11月施行）。 <p><その他の反映状況></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 評価結果を踏まえ、以下の取組みを実施した。 <ul style="list-style-type: none"> ○ 平成24年度税制改正要望において、個人投資家の参加拡大のために必要な税制上の措置を要望した。 ○ 第42回金融トラブル連絡調整協議会を開催（23年12月）し、各金融ADR機関に係る業務実施報告や金融ADR制度の改善に向けた意見交換等を行った。また、金融庁ウェブサイトにおいて、金融ADRの業務実施状況等の速やかな掲載、及び金融ADR制度専門ページの充実等により、金融ADR制度の広報等を積極的に実施した。 ○ 金融取引の基礎知識をまとめたガイドブック「はじめての金融ガイド」を「基礎から学べる金融ガイド」として改訂し、高校・大学・地方公共団体等へ約33万部配布した。また、未公開株取引等に関するトラブルについて、被害の発生や拡大を防止するため、実例を基に分かりやすく解説した内容のガイドブック「実例で学ぶ「未公開株」等被害にあわないためのガイドブック」を地方公共団体等へ約19万部配布した。さらに地域住民を対象に、金融トラブルに巻き込まれないように注意喚起することをテーマとしたシンポジウムを名古屋、那覇、広

19	金融サービス業の活力と競争の促進に向けた制度の整備・定着	<p>島、大阪で開催した。</p> <p>【改善・見直し】</p> <p><予算要求></p> <ul style="list-style-type: none"> 評価結果を踏まえ、関係機関等との連携強化に必要な経費について平成24年度予算要求（1百万円）を行い、政府予算案に計上（1百万円）された。 <p><法令・制度の整備・改正></p> <ul style="list-style-type: none"> 評価結果を踏まえ、以下の関係法令を整備した。 <ul style="list-style-type: none"> 外国企業の我が国市場での資金調達を促進するための英文開示の範囲拡大等を盛り込んだ、「資本市場及び金融業の基盤強化のための金融商品取引法等の一部を改正する法律」（23年5月成立）に係る政令・内閣府令を整備した（24年2月公布）。 保険会社のグループ経営に関する規制等の見直し等を盛り込んだ、「保険業法等の一部を改正する法律案」を国会に提出した（24年1月提出）。 総合的な取引所（証券・金融・商品）創設の推進、インサイダー取引規制における純粋持株会社の取扱い等の見直し等を盛り込んだ、「金融商品取引法等の一部を改正する法律案」を国会に提出した（24年3月提出）。 公募増資に関連した不公正な取引への対応のための措置を講ずるための政令・内閣府令を整備した（23年8月公布、12月施行）。 株式等のブロックトレードの円滑化のための措置を講ずるための内閣府令を整備した（24年2月公布）。 <p><その他の反映状況></p> <ul style="list-style-type: none"> 評価結果を踏まえ、以下の取組みを実施した。 <ul style="list-style-type: none"> 我が国金融業の中長期的な在り方についての検討のため、金融審議会「我が国金融業の中長期的な在り方に関するワーキング・グループワーキング・グループ」において検討を行っている。 保険会社のグループ経営に関する規制の在り方等についての検討のため、金融審議会「保険会社のグループ経営に関する規制の在り方ワーキング・グループ」において検討を行い、報告書を取りまとめた（23年12月報告）。 インサイダー取引規制における純粋持株会社の取扱い等についての検討のため、金融審議会「インサイダー取引規制に関するワーキング・グループ」において検討を行い、報告書を取りまとめた（23年12月報告）。 本邦金融機関に対して、職員の日本貿易振興機構への出向や、国際協力銀行を介した海外金融機関との業務提携関係の構築を促すとともに、中小企業等に対して、施策の周知・広報の観点からパンフレットの配布を行った。
20	中小企業金融をはじめとした企業金融等の円滑化及び地域密着型金融の推進	<p>【引き続き推進】</p> <p><予算要求></p> <ul style="list-style-type: none"> 評価結果を踏まえ、関係機関等との連携強化に必要な経費及び、個人債務者の私的整理に係る支援に必要な経費の平成24年度予算要求（680百万円※）を行い、政府予算案に計上（680百万円※）された。 ※復興庁所管において一括計上された分を含む。 <p><法令・制度の整備・改正></p> <ul style="list-style-type: none"> 金融規律の確保（健全性の確保・モラルハザード防止）のための施策を講じる一方、中小企業者等の経営改善支援を含む総合的な「出口戦略」を推進するとともに、事業再生等の支援に軸足を円滑に移していく「ソフトランディング」を図る必要があることから、中小企業金融円滑化法の期限を1年間再延長すること等を決定・公表した（23年12月）。これを受け、中小企業金融円滑化法の期限を再延長するための中小企業金融円滑化法一部改正法案を国会に提出し（24年1月）、同法が国会で成立、公布・施行された（24年3月）。これに併せて、運用面の改善として、中小企業金融円滑化法にかかる内閣府令の改正による開示報告様式の更なる簡素化を通じた金融機関の負担軽減につ

		<p>いても、改正内閣府令を公布・施行するなどの措置を講じた（24年3月）。</p> <p><その他の反映状況></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 中小企業金融をはじめとする企業金融の円滑化 <ul style="list-style-type: none"> ○ 金融機関による貸付条件の変更等の実施状況や体制整備状況等について、当局として適切なフォローアップを行った。 ○ 中小企業等に対する金融の円滑化が図られるよう、年末（23年12月）・年度末（24年2月）において金融担当大臣等から金融機関等の代表に対し、直接、要請した。 ・ 地域密着型金融の推進 <ul style="list-style-type: none"> ○ 地域金融機関における地域密着型金融の取組みの一層の促進を図るため、「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針」を改正・公表（23年5月）した。 ○ 各財務（支）局等において、金融機関間の知見・ノウハウの共有に資する観点から、「地域密着型金融に関する会議」（シンポジウム）を開催した（24年2月～3月）。また、特に先進的な取組みや、広く実践されることが望ましい取組みを行っている金融機関に対し、顕彰を実施した（24年2月～3月）。
21	金融行政の透明性・予測可能性の向上	<p>【引き続き推進】</p> <p><その他の反映状況></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 評価結果を踏まえ、主に以下の取組みを実施した。 <ul style="list-style-type: none"> ○ 検査・監督上の着眼点、重点項目の明確化 金融機関を取り巻く内外の経済・金融環境が大きく変化している状況を踏まえて、23事務年度の行政対応における重点項目を明確化した「平成23検査事務年度検査基本方針」並びに「平成23事務年度主要行等向け監督方針」等を策定・公表した（23年8月）。 ○ 検査結果の金融機関へのフィードバック体制の充実 金融行政の透明性・予測可能性の向上や、金融機関の内部管理態勢の強化等を促す観点から、「金融検査結果事例集」を作成・公表した（23年7月、24年2月）。 ○ 行政処分等において行った法令解釈等の周知 <ol style="list-style-type: none"> 1 金融機関等における行政処分に対するの予測可能性を高め、同様の事案の発生を抑制する観点から、処分事例について、その原因となった事実関係及び根拠法令・条文等を公表した（財務の健全性に関する不利益処分等、公表により対象金融機関等の経営改善に支障が生ずる恐れがあるものを除く）。 2 業務改善命令等の行政処分に関する事例を一覧性のあるものとして取りまとめ、公表している「行政処分事例集」を定期的に更新し、国民への情報提供を行った（23年8月、11月）。
22	職員の育成・強化のための諸施策の実施	<p>【改善・見直し】</p> <p><その他の反映状況></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 評価結果を踏まえ、主に以下の取組みを実施した。 <ul style="list-style-type: none"> ○ 幹部クラスで、職員の資質向上に向けた取組みについて検討を行うとともに、金融行政の各専門分野において計画的な人材育成のベンチマークとなるキャリアパスを作成し、これらを踏まえつつ人事・任用を行った。 ○ 庁内研修については、各部局において業務上必要となる専門性の向上を研修計画に反映させるため、各部局が主体的に研修内容等の検証・見直しを図った。 ○ 金融庁業務の国際性の涵養や専門性の習得を図るべく、国際機関、在外公館、海外当局への職員派遣を拡大するほか、若手職員について、官民人事交流法に基づく交流派遣や地方自治体及び財務局への派遣を実施するなど職員派遣制度を充実させた。 ○ 高い専門的知識を有する人材を積極的に任用するとの方針に基づき、金融機関を始めとする民間企業経験者や弁護士・公認会計士などの専門家を、官民人事交流法に基づく交流採用や任期付もしくは任期を定めない中途採用の形で、年間を通じて積極的に採用した。

23	行政事務の電子化等による利便性の高い効率的な金融行政の推進	<p>【引き続き推進】</p> <p><予算要求></p> <ul style="list-style-type: none"> 評価結果を踏まえ、「金融庁業務支援統合システムの開発、運用・保守、移行等に必要経費」について、平成24年度予算要求（581百万円）を行い、政府予算案に計上（579百万円）された。 <p><機構・定員要求></p> <ul style="list-style-type: none"> 評価結果を踏まえ、情報推進体制の強化のための体制整備等のため、平成24年度機構・定員要求を行った。 <p><その他の反映状況></p> <ul style="list-style-type: none"> 評価結果を踏まえ、情報システム調達の適正化のため、情報システム調達会議を6回開催し、情報化統括責任者補佐官等が調達内容を検証するなど積極的な関与を行った。
24	専門性の高い調査研究分析の実施	<p>【改善・見直し】</p> <p><予算要求></p> <ul style="list-style-type: none"> 評価結果を踏まえ、国際コンファレンス経費、金融研究会関係経費、研究論文執筆関係経費の平成24年度予算要求（15百万円）を行い、政府予算案に計上（15百万円）された。 <p><その他の反映状況></p> <ul style="list-style-type: none"> 評価結果を踏まえ、以下の取組みを実施した。 <ul style="list-style-type: none"> ○ 研究成果の庁内へのフィードバック <ol style="list-style-type: none"> 23年4月以降、研究官等による研究成果をまとめ、ディスカッションペーパーとしてホームページ上に掲載した11本について、庁内関係者からコメントを得るなどを通じて、行政と研究者の交流を行った。 研究活動の一環として2研究会（「会計基準と企業競争力に関する研究会」、「企業財務研究会」）を庁内にて開催した。 ○ 学術研究との架け橋となり、庁内外との相互交流の充実 <ol style="list-style-type: none"> 23年9月にコンファレンス「金融規制とマクロ政策の新しいパラダイム～新興市場の視点から～」(共催：アジア開発銀行研究所 (ADB I))、24年2月に国際コンファレンス「アジア市場の統合と金融革新」(共催：日本証券業協会、株式会社東京証券取引所グループ)を開催した。庁内幹部がスピーカー等として発表等をしたほか、庁内職員に加え、国内外の研究者、政府・中央銀行関係者、在京大使館関係者、金融機関の実務者等の参加者を得て、活発な質疑応答が交わされた。 <ul style="list-style-type: none"> 23年9月開催 国際コンファレンス 参加者：60名程度 24年2月開催 国際コンファレンス 参加者：500名程度 23年度4月以降、金融をはじめ様々な分野の実務家研究者等を講師とする、庁内職員が自由に参加できる勉強会（通称「金曜ランチョン」）を、計25回（通算では196回）開催（職員の参加は、最大83名、平均42名。）して、45分のプレゼンテーションの後に、会議参加者と講演者が活発な質疑応答を行った。

(2) 事業評価方式により事後評価した政策

No.	政策の名称	政策評価の結果の政策への反映状況
1	公認会計士試験に係るコンピュータ・システムの追加機能構築	<p><その他の反映状況></p> <ul style="list-style-type: none"> 評価結果を踏まえ、24年度においても引き続き、本システムを活用して、公認会計士試験業務を適切かつ効率的に実施していくこととする。
2	金融庁業務支援統合システムの開発（成果重視事業）	<p>【引き続き推進】</p> <p><予算要求></p> <ul style="list-style-type: none"> 評価結果を踏まえ、「金融庁業務支援統合システムの開発に必要な経費」について、平成24年度予算要求（210百万円）を行い、政府予算案

		に計上（210百万円）された。
--	--	-----------------

(3) 租税特別措置等を対象として事後評価した政策

No.	政策の名称	政策評価の結果の政策への反映状況
1	社債、株式等の振替に関する法律の加入者保護信託の信託財産とするための負担金の損金算入	<p>【引き続き推進】</p> <ul style="list-style-type: none"> 加入者保護信託の信託財産とするため、振替機関及び口座管理機関が支払う負担金の損金算入については、引き続き、租税特別措置法上に存置されている。
2	特定の基金に対する負担金等の損金算入の特例（生命保険契約者保護機構、損害保険契約者保護機構）	<p>【引き続き推進】</p> <ul style="list-style-type: none"> 保険会社による保険契約者保護資金に係る負担金の損金算入については、引き続き、租税特別措置法上に存置されている。
3	特定の基金に対する負担金等の損金算入の特例（日本投資者保護基金）	<p>【引き続き推進】</p> <ul style="list-style-type: none"> 証券会社による日本投資者保護基金に係る負担金の損金算入については、引き続き、租税特別措置法上に存置されている。